

宝生流謡本縁山版考

ニシノ, ハルオ / 西野, 春雄

(出版者 / Publisher)

野上記念法政大学能楽研究所 / The Nogami Memorial Noh Theatre Research
Institute of Hosei University

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Nogaku kenkyu : Journal of the Institute of Nogaku Studies / 能楽研究 :
能楽研究所紀要

(巻 / Volume)

23

(開始ページ / Start Page)

123

(終了ページ / End Page)

162

(発行年 / Year)

1999-03-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00020523>

宝生流謡本縁山版考

西野 春雄

一 縁山版の概要

江戸期版行宝生流謡本のなかに、安政己未すなわち安政六年（一八五九）五月、江戸は芝の三縁山増上寺の僧了従が刊行したとされる「縁山版」とも「増上寺版」とも呼ばれる袖珍本（二三×八八ミリ前後）の謡本がある。寛成己未（一七九九）、すなわち寛政十一年に十四代の宝生大夫将監英勝の手で編纂・校正された宝生流最初の版行謡本である「寛成版」の二冊分十番を一冊に縮刷した袖珍本で、内組百番・外組百十番、計二百十番、全二十一冊の謡本である。刊行年も奇しくも寛成版と同じ干支の己未で、寛成版からちょうど六十年目に出版されている。

今、書誌的事項について、能楽研究所本を例にとり示すと、装幀は梶子色表紙、綴じ糸は青、角裂は紫、表紙中央上方に角型白無地刷題簽、料紙は薄葉交ぜ漉き紙。本文は、寛政版と同じく内題があり、寛政版の片面六行が七行になって字配りも変更しているが、書体までも大師流の寛政版を忠実に縮写している。刷題簽の文字もなかなか雅趣があるので、一部を写真で示すことにしたい（二三〇頁写真参照）。

最終冊（外廿二の分）に、三丁にわたって、申楽の歴史から説き起こし、謡曲の特色とその効用や袖珍本新雕の意図に及ぶ、縁山南溪桑門了従による次のような長大な跋文があるのが、他本に見られない大きな特色である。

安政六年五月了從本〔綠山版〕跋文

後
讀

敬樂一日申其源者
出于神樂神樂在國風
之古樂而其性亦較美矣
及至近古打鼓今古調也

以樂一種之樂所謂敬樂
百其也蓋按源勢直語之
業禪後之以念辨定後強
語法但依古人詩林之旨
屬古可以親焉其稱難曲

考之三百五十餘年皆微古
讀所述也其性亦與人出矣
佛象手有用佛語言其家
以宗勸導之意也實法中
本山公尤好之亦未大行

于世朝聖洋之遊為王公
樂之一類也其按時曲全
法曲者亦有四家觀之者
善實生堂則又亦學其後
世矣其後以者皆 黃砂

國家昌平之思新雕袖珍
中二十一冊從國曆禮樂
寫諸後成也 門清樂
之妙法也今幸披其卷本
備錄之以昭文化於世焉

何妨遂記其起因以跋其
尾者如此
安政己未夏五
綠山南漢了從跋



跋（陰刻印「鶴聽琴」）

散樂一曰申樂。其源蓋出于神樂。神樂者國風之古樂。而与雅樂較異矣。及至近古折衷今古調曲。以製一種之樂。所謂散樂即是也。蓋拔源勢兩語之萃。諷詠之。以合舞容。故雖語涉俚俗。古人淳朴之余風亦可觀焉。其稱謡曲者有三百五十余闕。皆倣古語所述也。其修舞多出乎僧家手。故用仏語最多。率吐露勸懲之意也。宝徳中東山公尤好之。爾來大行于世。朝野洋々遂為王公武樂之一部曲矣。按博物筌謡曲者流有四家。觀世金春宝生金剛也。各掌其職。世食官祿。頃者從為酬。國家昌平之恩。新雕袖珍本二十一冊。從固蒙札樂。然閱謡譜。咸是教門誘獎之妙術也。今幸獲其底本。脩飾之以鳴文化。於我道乎何妨。遂紀其起。因以跋卷尾者如此。

安政己未夏五

縁山南溪桑門了從識（陽刻印「眼誉」・陰刻印「了從之印」）

文辞まことに格調高く、書体も趣きがあるこの跋文は、了從の謡曲に対する認識と縁山版刊行の趣旨を示しているので、左に全文を読み下し、大意を記してみよう（適宜改行した）。

a 散樂ハ一ニ申樂ト曰フ。其ノ源ハ蓋シ神樂ヨリ出ヅ。神樂トハ国風ノ古樂ニシテ雅樂ト較ヤ異レリ。

近古ニ至ルニ及ビテ今古ノ調曲ヲ折衷シ、以テ一種ノ樂ヲ製ス。謂フ所ノ散樂即チ是レ也。

蓋シ源勢兩語ノ萃ヲ抜キテ之ヲ諷詠シ、以テ舞容ニ合ス。故ニ語ノ俚俗ニ涉ルト雖モ、古人淳朴ノ余風亦タ以テ觀ヅ可シ。其ノ謡曲ト称スル者三百五十余闕有リ。皆古語ニ倣ヒテ述スル所也。其ノ舞ヲ修ムルコト、多ク僧家ノ手ニ出ヅ。故ニ仏語ヲ用フルコト最モ多シ。率ネ勸懲ノ意ヲ吐露ス。

b 宝徳中、東山公尤モ之ヲ好ミ、爾來大イニ世ニ行ハル。朝野洋々トシテ遂ニ王公武樂ノ一部曲ト為ル。博物筌

ヲ按ズルニ、謡曲者流ニ四家有リ。観世ト金春ト宝生ト金剛ト也。各ノ其職ヲ掌テ世ニ官祿ヲ食ム。

c 頃者、從国家昌平ノ恩ニ酬インガ為、新ニ袖珍本二十一冊ヲ雕ル。從固ヨリ礼楽ニ蒙シ。然レドモ謡譜ヲ閱スルニ、咸ク是レ教門誘奨ノ妙術也。今幸ニ其ノ底本ヲ獲テ之ヲ脩飾シテ、以テ文化ヲ鳴ス。我が道ニ於イテ何ンゾ妨ゲン。遂ニ其ノ起因ヲ紀シテ以テ卷尾ニ跋スルコト此ノ如シ。

安政己未ノ夏五 縁山南溪ノ桑門了從識ス

a では、散楽すなわち申楽が神楽を源流とする雅な古楽であり「近つ世」すなわち中世において調べや曲節を加えて音楽劇となり、源氏物語や伊勢物語などの古典を抜粋し舞を加え、そこには古人淳朴の余風があること。その台本たる謡曲は三百五十余曲に及び、その詞章は古語によるもの多く、僧家の手になる作品が少なくなく仏教語が多用されておられ、勧善懲悪の意図を表現するものが多いこと。

b では、宝徳年中、東山公すなわち足利義政が尤も申楽を好んだので、爾来大いに世に行われ、朝野に広がり、ついに王公の武楽の一つとなった。『博物筌』（*山崎蘭齋著。大広益博物筌とも。辞書。明和七年刊）を調べると、謡曲者流には観世・金春・宝生・金剛の四家があり、その職をもって官祿を食んでいること。

*『博物筌』（明和七年刊。安永二・文化十四・文政十一年刊もあり）著者の山崎蘭齋は、岩波書店刊『国書人名辞典』第四卷に「漢学者〔生没〕生没年未詳。明和（一七六四―七二）頃生存。〔名号〕名、長卿。通称、右門。号、蘭齋。〔経歴〕明和年間、大阪薩摩堀の広教寺長屋に住す。〔著作〕孝経児訓（明和七刊）古文錦字引（明和七）大成五経字引（明和七）唐土名妓伝訳（明和九刊）博物筌（明和七刊）▽板橋雜記訳（以下略）」とある。

c では、「從」すなわち了從が国家昌平の恩に酬いんがため、新に袖珍本二十一冊を雕ることとした。了從もとよりに礼楽に蒙いけれども、謡曲の詞章を閲読するに、あまねく仏門に誘い教化を奨める上での妙術であると感じ入った。

今幸いにもその底本を獲ることができたので、これを脩飾して出版し、教化を明らかにしようと思う、と表明し、我が道をどうして妨げることができようぞ、ここにその起因を記し巻尾の跋とする、と結んでいる。

このように格調高い跋文からも縁山版に寄せる了従の意気込みが感じられ、謡曲を「教門誘奨ノ妙術」と高く評価するあたりは、いかにも仏家らしい発言である。右にいう「底本」とはもちろん寛成版のことで、その文面からは然るべき許可を得て版行したように感じ取れる。しかし、実態は次に述べるように、そうではなかったようである。

そもそも縁山版については、表章著『鴻山文庫本の研究―謡本の部』（昭和40年3年・わんや書店）が詳しく、第二章江戸期版行謡本「七宝生流謡本」（七12）のなかで、次のように記しておられる（四八六―四八八頁）。

この跋文だけでは出版の事情も不明であるが、その文句から見て了従が刊者であったと見られる。縁山とは三縁山増上寺、南溪は縁山九谷の一であるから、彼は芝増上寺の僧である。但し、矢野正吉氏が同寺に於いて調査したところ、了従は慶長年間の了的上人の法系であること以外は、詳かでなかつた由である。また、本書の刊行に関して先代宝生九郎が増上寺に抗議したが、維新の混乱と了従の死によつてウヤムヤに終わった由が、『能楽』明治41年4月号の、宝生九郎の談話に見えている。

その後、いかなる事情に基づくのかは明らかではないが、本書の版木が加賀前田家の所有に帰し、前田家が刊行を試みた時にも、宝生九郎の願書によつて中止したと言われる（前記談話）。明治中期に、金沢の近八書店がこの版木を前田家から払い下げを受け、幾度か後印本を刊行し、現在も版木を所有している。

右の解説により、事情は不明ながら縁山版の版木が前田家の所有に帰したこと、前田家が刊行を試みたが宝生九郎の版行差し止め願いによつて中止したこと、明治中期に金沢の書肆近八右衛門に版木が払い下げられ、その後数度、後

印本が刊行されたこと(これについては後掲の「宝生流謡本縁山版一覽」を参看)、現在も近家が版木を所有していること、などが知られる。しかし、残念ながら了従については、芝増上寺の僧であること以外、分らない。

表氏の解説以外では、三上進著『謡本於裳佳介』(昭和12年7月・審美書院)が「三縁山増上寺謡本」の項で、

編者了従に就ては、縁山志八円昭室略系に「了従本蓮社来誉 寛政九年九月十九日化」と見ゆ。寛政は蓋し安政の謬ならんか。

と言及している程度であるが、安政は六年で終わっているから誤謬説は成立しない。依然として了従についての手掛りがつかめないままだった。しかし、ここに一つの方角を示すあらたな資料が現われた。

二 了従は加賀の人で姓は小松

それは、寡聞にしてその存在を聞かなかつた全く新しい縁山版の出現である。岩倉旧蔵本で、現在は西野が所蔵している。通常の十番綴本とは違って、五十番綴(三冊)と六十番綴(二冊)から成る特異な綴じといい、お経の本を思わせる特殊かつ美麗な装幀といい、おそらく特別に誂えた特製本であろう。

まず、大きさは袖珍本ながら、一三〇×九五ミリと通常の縁山版より一〇ミリ前後大きく、表紙は、花鳥織り出し茶色絹表紙で、見返しには金紙を全面に貼り、謡本というよりも仏書といった趣の装幀である。綴じ糸は紫で、角裂は青。題簽は八〇×四四ミリ縦長の金紙の上に小字で曲名を印刷した刷り題簽である(一三〇頁写真参照)。本文料紙は薄葉斐紙で、上部の余白が二五ミリあり(常は一五ミリ)、版面はきわめて鮮明である。

題簽には、冊順を示す記号や数字などはないが、内組・外組の順序に従って示せば次の通りで、本の厚さもかなり

ある。

第一冊 高砂く誓願寺(五十番)。厚さ二五ミリ。 第二冊 呉服く自然居士(五十番)。厚さ二七ミリ。

第三冊 放生川く鷺(五十番)。厚さ二八ミリ。 第四冊 弓八幡く禪師曾我(六十番)。厚さ三二ミリ。

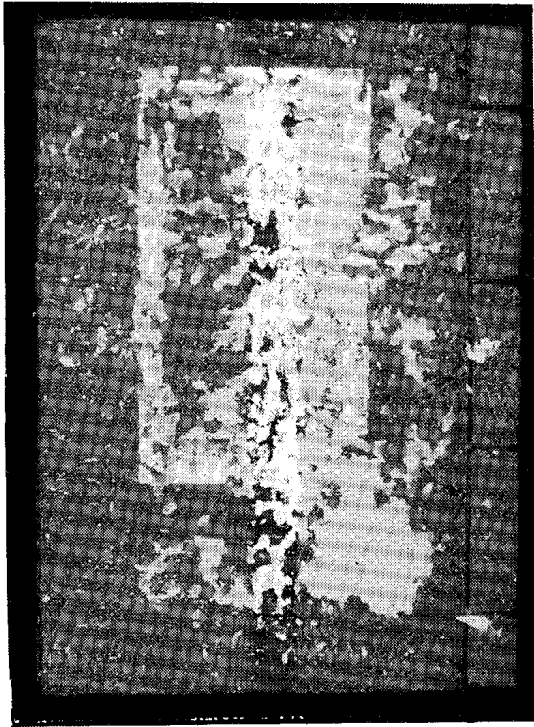
ただし、架蔵本は虫食いが著しく、表紙も傷みが激しい。表紙と題簽の文字が完全なのは第二冊目であったが、これとても裏表紙が虫に食われていて、ウツカリ手当もせず海外留学に出て帰国して見たら、すっかりボロボロになっていた。四冊ともに開いたりしてると小さな粉が落ちたり、表紙の一部が剥落したりして、見るたびに少しづつ目方が減って行くので、なるべく触れないことにしている。

さて、この縁山本は縦一七五ミリ×横一一三ミリ×奥行き一五二ミリの小さな二段桐箱に収められているが、この桐箱も特製らしい。蓋の表には「宝生流 袖珍謡本」と墨書し、裏には「宝生流内百番」「宝生流外百番」と題した、全曲目の組み合わせを青色で印刷した紙片が貼ってあり、それらの文字は題簽の文字と同じである(次頁写真参照)。

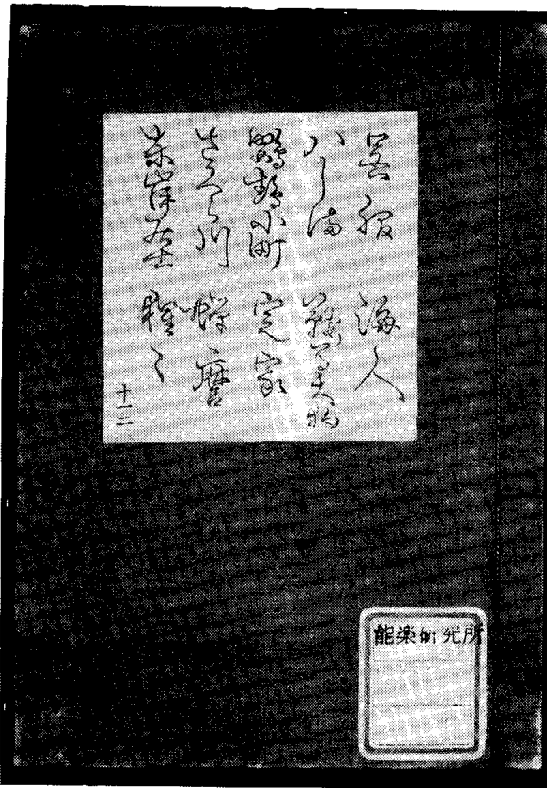
さらに特筆したいのは、購入した折り店頭では気が付かなかったが、帰宅後、調べているうちに箱の中の引き出し式の台の裏に次のような記事が墨書されていたことであった。それは、次のごとくである。

斯書係加賀人小松ノ了従蔵梓明治十六ノ年三月同人以宝生ノ九郎紹介所贈ノ岩倉家

この墨書が事実とするならば、これまで不明であった縁山版の刊行者と目される了従は加賀の人で、姓は小松と知られる。そして、この特製本は、明治十六年三月に小松了従が宝生九郎の紹介をもって岩倉家に贈呈したものであること、したがって了従は明治十六年三月には健在であったことも知らせてくれる。表氏が『鴻山文庫本の研究』で言及された九郎の談話に見える、縁山版が加賀の前田家の所有に帰したという事実の背景も、了従が加賀の人であるとすれば、加賀前田家とのつながりも納得行くし、ここから何か手掛かりが生れるのではあるまいか。

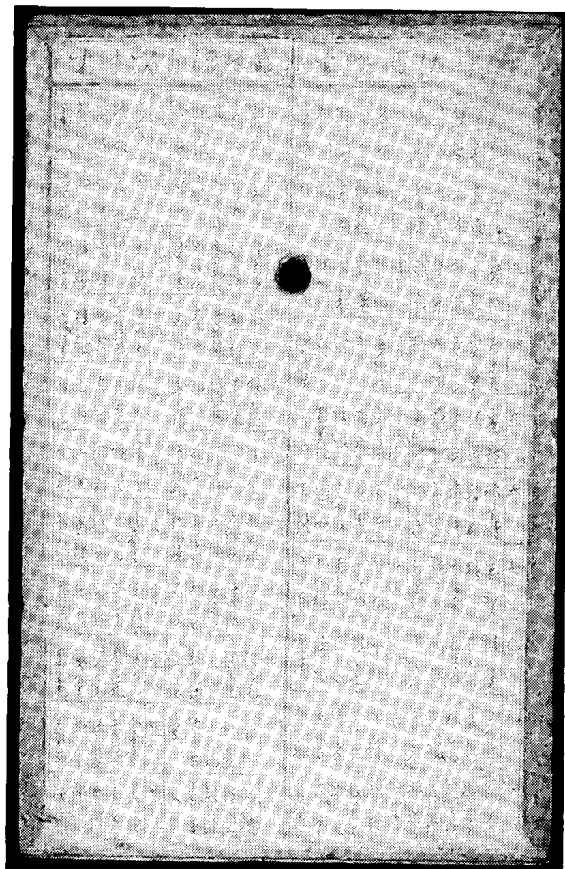


斯書係加賀人小松
了後祇待羽張十六
年三月同人之書也
九月分存貯
若倉家



書名 海人
小松 了後
羽張十六
年三月
同人之書
也
九月分
存貯
若倉家

龍樂例光所



そこで、まず宝生九郎の談話を確認しておこう。それは、かねてより係争中の観世流改訂本訴訟の件につき、証人の一人として召喚された宝生九郎が、明治四十一年三月三十一日出廷した際、他の者が版木を製造した場合についての裁判長の質問に対する九郎の陳述である。すなわち次のごとくである。

▲宝生九郎氏陳述 裁判長は今回の争訴に関し、各流家本の慣習及び謡曲本版權に関する所定如何を質問せるに對し、自分住所は深川吉永町年齢七十二、耳少しく遠けれども聾たるには非ず、届出は雜業なれど役者なり。旧幕府時代は配当米百石、切米百俵、扶持米二十三人分を得、神田旅籠町に邸を有したり。

宝生流は足利時代より伝はり、謡曲本は寛正二年(寛政十一年の誤植)まで書き本にて行はれ、同年宝生太夫英勝創めて之を印行し門下の有志に頒ちたり。其後久しく中絶し嘉永二年先代友于再び之を印行せり。後其版木を装束師関岡長右衛門なるものに譲り、関岡は若林某に譲り、若林は更に之を今の日本橋通り椀屋事江島伊兵衛に譲りたり。伊兵衛が版權を願出でたるは明治十六年の頃なりと覚ゆ。友于が関岡へ版木を譲りし時報酬又は上げ錢を得たるや否やは知らず、又別に版木を起して苦しからずとの認諾ありしや否やも亦知らず云々と。

裁判長は更に他の者が版木を製造したる場合に就て問ふ。九郎氏曰、旧幕時代には幕府の保護あり、版木の如きも文恭院殿の父君より補助を受けたる程なれば、之を製造するもの一人も無く、従つて之に対する制裁も無かりしなり。尤も、曾て加州藩にて之を製りし事あり。其時家元より加州家へ差止の願書を差出し、同藩は其印行を差止めたり。又東京にては芝増上寺の僧了従なる者之を製りし事あり。家元は之を差止めんとせしも、恰も維新に際し幕府瓦解し、了従亦死亡したるにより其俣に止みたり。

加賀は宝生流の流行地故、然く製版の事もありたれど、他の流行せざる地にては印行するも引合ざるを以て、

従来斯る争訴絶えて無かりきと述べ、節付文句等の事に及びし時、貴方がたに斯様な事を申してもお分りになり
ますまいかと微笑せられたり。(『能楽』明治41年4月号雑報掲載。適宜、改行し句読点を補った)

九郎の陳述により、寛政版は文恭院(徳川家斉)の父一橋治済の補助によって出版されたこと、加賀藩でも版行しよ
うとしたが宝生家の差し止め留願いによって中止したこと、芝増上寺の了従本については維新の混乱と了従の死去に
より沙汰止みになったこと、嘉永版の版木が関岡から若林へ、そして江島へ譲渡されたことも確認される。

加えて、前記の箱書は宝生九郎と小松了従の交渉を伝えるものであり、両者には何かの接点が存在したことを予想
させるのである。

明治十六年といえ、了従が縁山版を贈ってから三ヶ月後の七月二十日、能界復興に功績のあった岩倉具視が逝去、
能界は最大の功労者を失った年である。また明治初年に嘉永版の版木を関岡長右衛門から譲られた日本橋蠣殻町の書
肆若林喜兵衛が、宝生九郎と連名で同年十二月十四日付をもって内務省より版權免許を得た年でもある(『鴻山文庫本
の研究』七四九頁参照)。なお筆者は、若林喜兵衛が嘉永版の版木を明治七年に求版し刊行した謡本の揃本を所蔵して
おり、これについては『宝生』平成四年八月号で紹介したので、ご参照いただければ幸いである。

さらに了従が加賀の人であることに関連して注目したいのが、縁山版の跋文bに能が盛行し「王公武楽之一部曲ト
為ル」という一節の「武楽」なる言葉である。この言葉は、管見では、宝生流を嗜み能楽関係の著作もある富山藩主
前田利保(安政六年歿)が自身で編刊して、身辺の宝生流愛好者に配った本と推測されている能楽解説書の『武楽見聞
抄』(一帖)に用いられている特殊な語で、能楽が「武門の楽」つまり武家の式楽であるところから用いた造語らしい
のである。とすると、了従は同書を参看し得る立場にあった人物ではないかと推測されるのである。後年、縁山版の

版木が前田家の所有に帰したという事実には照らすならば、縁山版の刊行には前田家が何らかの形で関わっていたのではないだろうか。

三 小松了従と加賀藩下屋敷跡払い下げ

縁山版の刊者と目される了従について、これまで、①加賀の人で姓が小松であること、②明治十六年三月には存命であったこと、③加賀藩との関わりが推測されることなどを述べたが、『宝生』平成四年九月号掲載の拙稿を読まれた武蔵野美術大学教授佐藤健一郎氏から、このうち①と③が確認できる資料の存在を御教示いただいた。有力な手掛りを示された佐藤氏の御厚意に対し、御礼申しあげたい。

さてその資料とは、板橋区教育委員会社会教育課文化係編『中山道板橋宿 加賀下屋敷跡払下文書上』（板橋区教育委員会発行・昭和45年9月刊）である。早速、板橋区役所を訪ね、同書を一読したところ、了従の姓が小松であることはもちろん、加賀前田家と深い関わりがあったことも判明した。しかも了従は、維新後に、板橋宿の旧加賀藩下屋敷跡の荒蕪の地に新たな建設の鍬を入れ、今日の発展の礎を築いた先覚者であったのである。

同書によると、延宝七年（一六七九）、旧中山道板橋宿の平尾に約六万坪の敷地を賜った加賀藩は下屋敷を造営し、以後、江戸市内に散在した藩地を順次上地し、その代替として平尾下屋敷周辺の隣接地を請け、総面積二十一万余坪の広大な地域を画したが、江戸幕府の崩壊により明治四年没収されてしまったという。しかし、藩の許可を得て、慶応年間より下屋敷荒蕪の地を開墾中であった小松了従は、その隣接地の払い下げ方を東京府知事に申請した。その時の文書を収めたものがこの史料集なのである。

資料の概要を記した「まえがき」によると、「明治三年五月、金沢藩は加賀の国の出身者であり、従前よりお手許金調達にたえず便宜を図った小松了従に文書を添付して九万八千四百坪の土地を無償で与え、開墾を奨励していたが、直後の六月にいたり全面官収の布達を受けるところとなった」という。

同書によると、了従は藩との取り決めもあり、開墾こそ国への奉仕であると、同年九月に新たに開墾にとりかかったが、維新の恩赦により八丈島流罪が許された宇喜多秀家の子孫七十一名が帰還、先祖秀家の妻の実家前田家へ引渡され、前田家ではこの一族を下屋敷に移して二万坪の荒地を与え、その世話を小松了従に依頼した。やがて官収された地域に既得権が認められて耕作中の土地の一部は下附されたものの、開墾準備中の土地は、その余の広大な跡地ともども上地され、東京府が管理したが、これに対して借地・払下げの運動が激しさを加えていったという。小松了従の十年に及ぶ払下げ運動はそれを物語るものであったのである。

また同史料集下(昭和51年1月刊。現在品切れ)を閲覧させていただいたところ、伊藤専成氏執筆になる貴重な解説があった。後に示す文書の解説ともなり、小松了従についての事跡も判明するので左にそれを転載することにした。

払下げ請願者小松了従と俊学

加賀下屋敷の国有地払下げに奔走し、この文書類を書き残した小松了従は、前田家旧藩士の子として文政初めころ加賀の国金沢に生まれた。

天保八年、江戸へ出て芝の三縁山増上寺に入り、宝従和尚の弟子となる。業なり越前福井の運正寺の住職を拝命し、紫衣を賜わる。慶応元年、同寺を退隠し、再び上京、増上寺に還り俊察寮の監理にあたる。

俊察寮は学寮生の相続料を保管し、その遊資金を特定の大名の不時の入用金に立替え、その利息を寺の経済に充当する寺務を司っていた。この時代から加賀家との深いつながりを持ち、これが後に下屋敷開墾の原因となっ

た。俊察寮は間もなく廃止となったようであるが、その所在地は現東京タワー下と伝える。

了従は理財に長じ、俊察寮廃止後の慶応四年より、現板橋区大和町の智清寺に寄寓し、従前の因縁により下屋敷内荒地開墾の許可をうけて入植することとなった。

明治三年八月、金沢県より許可文書付きで旧邸内の地、九万八千四百坪の無償引渡が正式に示達された。このうち四万五千坪は既に了従独自の力で開墾されていた。

同年十一月、八丈島より帰還を命じられた浮田一族七十一名を前田家の依頼で手許に引取り面倒を見ることとなり、一族に農事指導しながら開墾に励んだ。

ところが、翌四年六月、旧藩邸全域が金沢県より上地され、当地方の所属する浦和県へ引渡となってしまった。

了従の払下運動がこの時点から開始され、浦和県から東京府へ所属替え後は東京府知事に対し、前後十ヶ年にわたる請願運動の記録がこの文書である。

了従には子がなく、従弟の俊学が養子となり、明治十一年以降は同人名義にて請願が繰返され、この頃から由利公正との境界地争いが表面化し、訴訟沙汰まで派生し、板橋地域開発の曙に曲折のいろどりを点じている。

かくして尋ね人了従の履歴が明らかになるとともに、理財に長じたその人物像も明らかになってきたのである。

次に、板橋宿旧加賀藩下屋敷跡払下げに奔走した小松了従が東京府に差出した文書を紹介したい。史料集(上)には、左の文書十九点が翻刻されている。

- 一 小松了従身元証明……………明治五年三月　〔資料1〕
- 一 第一次払下願書……………同年三月　　〔資料2〕

- 一 開拓入費覚……………同年三月〔板橋宿智清寺寄留越前運正寺隱居 了従〕
- 一 旧藩債処置
- 一 竹木払下代金領収覚……………明治三年開拓方〔前運正寺了従和尚宛〕
- 一 旧藩債処分指定……………明治六年大政官
- 一 地所払下再願……………明治七年二月〔資料3〕
- 一 払下歎願書……………同年八月〔資料4〕
- 一 追願書……………同年十月〔増上寺地中元俊察寮隱居 小松了従代 高島千畝〕
- 一 地価見込願書……………明治九年三月〔増上寺地中元俊察寮隱居 小松了従〕
- 一 実測経費納入念書……………同年同月〔増上寺地中元俊察寮隱居 小松了従〕
- 一 田島払下確認同書……………同年七月〔小松俊学同居小松了従〕
- 一 太政官布告……………同年五月〔太政大臣三条実美〕
- 一 土地払下代納付告知並に受取証……………明治十年二月東京府〔下板橋宿 小松了従〕
- 一 同上納控……………同年二月〔下板橋宿 小松了従〕
- 一 内務省買上中止地の払下願……………明治三年十月〔小松了従・菊屋友之助・大坂屋喜太郎〕
- 一 荒蕪地払下願……………同年四月〔下板橋宿 小松了従〕
- 一 同上再願書……………同年六月〔下板橋宿 小松了従〕
- 一 荒蕪地拝借願……………同年十二月〔下板橋宿 小松了従〕

これらの文書は縁山版とは直接関わりないが、小松了従の事績を知る貴重な資料なので、そのいくつかを掲載して紹

介したい。掲出に際して原則として翻刻通りとするが、説明の便宜上、各文書に番号と文書名を付した。「」の中は私注。

【資料1 小松了従身元証明（明治五年三月）】

東京芝増上寺山内

俊察寮 隠居

了 従

右之者元金沢藩之節板橋宿元前田従三位邸ニおゐて

開拓指許置し者ニ而浮田一類之者世話方為致候者御座

候間右願之趣御指支も無之候得ハ御聞届候様

奉願候以上

壬申

三月

石川県

石川
県

東京府

御中

〔小松了従の身元証明書である。加賀藩史料によれば、従三位前田齊泰は、それ以前の文久二年八月十日にも八丈島の宇喜田氏に合力米を贈っている。〕

【資料2 第一次払下願書（明治五年三月）】

(朱書)

明治五年三月中

指令無之其俣上置之事

上地ニ相成候節

最早願書写

願書

明治五年度
(朱書)

書付を以奉願上候

一 武州豊嶋郡下板橋宿平尾元金沢藩邸之内不毛

之地御国益ニ相成候様開招仕成功之上拙僧生活之一助ニも

相成候様御同藩江相願候処兼て調達金等之世話申上

從來立入居候由緒も有之候ニ付速ニ聞濟ニ相成明治三年年

八月中同所地元都合九万八千四百坪余書付を以引渡ニ相成

早速開墾ニ取掛居候処御同藩江浮田一族御引渡御座候ニ付同人共

平尾邸江引扱開墾手伝為致往々活計も相立候様拙僧江世話

被申付尤三ヶ年之間賄金一ヶ年千五百兩つゝ御渡四ヶ年目迄

右地税を以弁可申上旨示談有之則其段請仕当今迄賄金不足

引足等世話仕居同人共往々小作為致活計之一端ニも

相成候様開拓取急別紙絵図面朱引之通凡四万五千坪程

開拓仕多分之自費相掛居候処江昨未年六月中右地面

不残上地ニ相成此已後御同藩ニ而地税等之儀先約之通ニ

被成兼拙地之如何御所置御座候哉も難計段被申渡誠ニ以

当惑至極難涉仕候拙右開拓仕候地所内江茶之実蒔付も

仕置候事故其俣打捨置候テハ登熟も不仕国出之費と奉存今以

手当等仕□以入費而已相増日夜困苦罷有候間何卒出格之

御仁恤を以是迄開拓仕候地所之儀 当初不毛荒地之地位ニ被成下

拙僧江御払下仰付被下置候様偏ニ奉歎願候附テハ近方御比較

之儀も被為在候御儀とハ奉存候得共別冊開拓入費高ニ明細相認

差上申候間御一読之上是迄之失費御賢察被成下

底価之御払下仰付被下置候コト別而御寛仁之御儀ト難有

奉存候此段宜敷奉願上候以上

増上寺山内

俊察寮隠居

明治五千申年

下板橋宿

了従印

三月

智誓寺同居

東京御府

〔明治維新による激動の嵐に直面した小松了従の苦勞が伝わってくる文面で、了従はこの後も払い下げに奔走〕

する。なお、資料1では、了従は「東京芝増上寺山内 俊察寮 隠居」とあったが、ここではさらに続けて「下板橋宿智誓寺同居」とあり、その住まいも判明するが、これについては後述する。」

【資料3 地所払下再願(明治七年二月四日)】

地所御払下再願之事

一 去明治三年午五月中故金沢藩より御府下板橋宿平尾

同藩邸内不毛之地坪数九万八千四百坪余書附相添拙僧江

引渡相成第一御国益相立可申趣意にて開墾差許有之

早速開墾取掛居候中同藩より浮田家一族同邸内江住居

為致有之者共日々之賄方は不申及往々一生計之相立候様世話

可致拙僧江被談申候ニ付猶又新規開拓仕多分之費用相掛

申候然処去同四年未六月中邸内不残上地相成り已後ハ

先規通藩ニて所分相成カタキ様同藩より被申談拙僧儀

従来同藩江由緒も有之同人最初開墾取掛候も畢竟生産

之其本も相立申度所存より多分之失費も不顧取掛候事柄

不意右之次第ニ成行唯々当惑仕外無御座候乍併是より

逐年作物等登熟之場合に至り可申を其俣打捨置候へば国出之

費ハ勿論是迄之人費並拙僧之意願も空敷相成候儀と心附

同五年三月中開墾地坪其外蒔付茶実代金諸入費

取調書絵図面相添右地所最初不毛地ニ御座候へバ近方荒地之御振
合を以て拙僧江御払下被仰付被成下度趣御府江奉願昨同六年

酉夏中御見分被成下難有仕合奉存候前御払残金も凡之積
を以て其頃より用意罷在願書御沙汰之次第心配仕居候折柄

家作之儀も仮住居同様之儀ニて昨冬以来雨露之衛も難涉
殊ニ当年来近方度々火災続ニて非常之手当も仕度別而

日夜心配仕居候間何卒出格之御仁恤を以て願之通至急御払
下仰付被下置候様此段奉懇願候以上

下板橋宿智清寺寄留

運正寺隱居

明治七年戊二月四日

了 從印

東京府知事 大久保一翁殿

〔小松了從の下板橋宿智清寺寄留を示す資料。肩書を越前福井の「運正寺隱居」としている。〕

【資料 4 払下歎願書（明治七年八月）】

地所御払下之儀ニ付 増上寺地中

歎 願 書 元俊察寮隱居

了 從

以書付奉歎願候

御府下板橋宿平尾金沢藩邸地所之内開拓之儀

旧藩ヨリ去明治三年午五月中以書附拙僧江被申附候ニ付

同年九月中ヨリ開墾取掛居候処同年十一月浮田一族都

合七拾壹人之養育方拙僧江被申付別於同所産業を為

得可申目的にて別て取急開墾仕候故莫大之失費を不

厭丹精を尽し居候内明治四年未六月中邸内地所不残

上地之上浦和県へ御引渡相成一同当惑仕候ニ付右地所

御払下之儀同県へ被申立候様同藩へ歎願申入置候処

同年十月同県々地所御見分有之ニ付拙僧請持居候場所之

内開墾地所番号相掲候分御測量之別入費調書相

添品出し且又拙僧同所ニ永住居之義御願置候事ニ御座候

其後更ニ御府御転籍ニ相成候節明治五年申三月中

石川県添書を以て御府江御払下之儀御願置不毛之地

逐々精墾仕茶園も多分に相開き不残蒔付いたし居候処

昨年四月中御府々地所御検査有之以後新規開拓之

義は御差止之御沙汰ニ付是迄開拓仕候地所へ専ら培殖

之力を尽し当春ニ及ひ候而も凡壹町五反程之処へ茶実

蒔著置申候然処今般右地所は御用地之御見込御座候ニ付

御払下之義難被聞届然而は弥御入用之節迄無地稅にて

拜借地相願候歟又は是迄開墾入費精細取調書呈出し

御下ケ金相願候共両様之内急速可申出旨御達之段驚愕

仕候右ハ前書申上候通数年之間必死な精力を尽し候開拓

入費ハ勿論浮用一族^田之者丸式ケ年間世話いたし候ニ茂多分

之損失も有之両様是迄当地所ニ付而ハ凡六千余円之費

金相掛其上多年苦辛罷在候事にて御府へも数度伺呈出し

既ニ先月中ニ取早内務省江御伺ニ相成居候事故多分近日ニハ

御取究ニ相成可申与之御達ニ付弥無程御払下之儀与奉居

候処今般之御達にて実に目途を失い悲歎之外余事

無御座候尤御下ケ金も被成下候儀故其段冥加至極難有

仕合ニ奉存候へ共元來開墾仕候旨趣第一不毛之地開拓永世

御国益之万分一を立申度次ニ拙僧生活ノ永続之儀も心懸

丹精仕御払下ケ奉願ル仕合ニ御座候て穀類其外茶実等逐々

登熟生物も有之候を御用地無余義事ニハ御座候へ共一旦此

尽荒廃候而ハ国土之費不一方旦播種仕候迄にて未生し不申

物も御座候へ共糞物等の手当莫大之不益眼前ニ堪兼歎

息之至ニ奉存候依之奉願上候も恐縮之至ニ御座候へ共何卒是

迄開墾致候地所凡四万坪余之處御払下ケ被仰付成下候へバ
生類果熟之物有勿論拙僧ニ至迄聊□御国益之誠志

相立出格之御仁恤与難有奉存候尚亦弥御用地ニ相成候迄

無税地ニて拜借仰付被成下候段も御仁慈之御儀与難有

奉承知候へ共万一退去引払被仰付候節ハ増上寺地中之

俊察寮へ取引候外無御座候然ニ旧寮儀も去西^任年六年中

海軍省御用ニ付御買上ニ相成最早此後動転任候節ハ住

所之方向を失い路頭ニ彷徨仕候間万一開墾地不残御払

下之義難相成御座候ハハ常々住居仕候地坪引続茶園分

丈御検査之上御払下ケ成被下置其余開墾仕候地坪入費

高精細取調申上候間此分御払下ケ金被成下候様只管寛

鴻之御所置仰奉歎願候也

増上寺地中

元俊察寮隠居

明治七年八月

了 従

東京府知事 大久保一翁殿

〔払い下げに奔走する了従の苦難の道を伝えて余りある。特に後半近く(傍線部分)「…万一退去引払被仰付候節ハ増上寺地中之俊察寮へ取引候外無御座候、然ニ旧寮儀も去西年六年中海軍省御用ニ付御買上ニ相成、最早

此後動転^{〔任〕}候節ハ住所之方向を失い、路頭ニ彷徨仕候間……と窮状を訴えた。「去酉年」は明治六年のことで、増上寺俊察寮も海軍省に買上げられ、願いが聞届けられない時は、了従は路頭に迷うことになるかと歎願している。

四 了従の墓と墓碑銘

ところで、資料2と3および「開拓入費覚」などから、了従は下板橋宿の智清寺に寄留していたことが知られる。そこで、もしかすると了従の墓が同寺にあるのではないかと思ひ、板橋区教育委員会発行の『いたばしの寺院』（文化財シリーズ第三十九集、いたばし歴史考古調査報告その二、昭和57年3月刊）に当たってみた。すると、智清寺（龍光山恵照院）の項に小松了従の墓碑が記されていたではないか。早速、板橋区大和町三七番一号の同寺を訪ね、念願の小松了従の墓に参拝することができたのである。墓碑は高さ一八八センチ、幅九三センチ、厚さ一四センチもある大きなもので、銘文は次のごとくであった。

（表） 開蓮社眼誉上人光阿了従大和尚

（裏） 眼誉了従上人碑銘并序

上人諱了従号開蓮社眼誉光阿石川県加賀金沢人姓小松前田旧藩士某長男也文政中年甫十二就大円寺靈現和尚薙髮天保八年挂塔于東京縁山稟承宗法初師事宝従和尚後事了徹和尚歴僧階三級奉命董越前福井運正寺賜紫衣慶応元年退隠栖遲縁山北溪明治三年購求板橋駅前田候旧邸開墾新田十地葺修茅屋逍遙物外十九年春夏之交罹病痾自知不起遺囑徒弟俊学晏然示化実四月十四日午後十一時也享年六十有八葬于駅之智清寺銘曰長経済学一生貨殖到

処揮繩土木竭力不混俗流窃護仏徳右斯偉人容易難得

明治廿年二月上浣

浄土門主順徹定撰并書

前に紹介した史料集(下)の伊藤専成氏の解説は右の銘文も参照されたようであるが、その墓碑銘によれば、了従は明治十九年(一八八六)四月十四日午後十一時に享年六十八歳で没したとある。したがって、文政二年(一八一九)生まれということになる。縁山版が上梓された安政六年(一八五九)には四十一歳、慶応元年(一八六五)四十七歳で増上寺北溪に隠栖し、明治維新の折は四十九歳、明治三年(一八七〇)五十歳で板橋宿旧前田邸跡の開墾新田に従事した。宝生九郎の紹介を以て岩倉邸に縁山版を贈った明治十六年には六十五歳の老境にあったことがわかる。

また了従の法名は「開蓮社眼誉上人光阿了従大和尚」とあったが、これに関連して注目したいのは、藤城継夫氏が「足の向くまま―板橋宿に九郎隠栖の旧址をたずねて歩く・上下―」(『宝生』昭和58年2・3月号)で紹介された、佐渡の本間令桑宛て宝生九郎書状に「昨年も又類焼ニ而当時ハ下板ばし宿元加笏邸内開蓮と申寺ニ同居罷在申候」とある一節である。「開蓮と申す寺」すなわち開蓮社は了従の蓮社号であったわけで、九郎は了従の所に身を寄せていたことが判明する。九郎と了従の接点が見つかったのである。

藤城氏の御論は、先に引いた宝生九郎の手紙の文面から、維新後の宝生九郎が板橋に帰農届を出していた事実に照らし合わせ、手紙の年代を明治五年と推定し、これまで不明であった九郎の寄留場所を下板橋の旧加賀藩下屋敷内の開蓮社であることを考証された貴重な発見であった。

藤城氏は尋ね人小松了従について、縁山版を出版した増上寺の了従である事に気が付かれなかったらしいが、「もと越前運正寺の和尚で、隠居して下板橋宿智清寺に同居し、開墾事業に携わったものの如くです」と述べ、宇喜田一族を引き取り、明治五年三月付で加賀藩下屋敷跡地の払い下げ嘆願書を東京府に差し出したことに言及する。そして、

彼ら(宇喜田一族―西野注)の帰農に伴つて、板橋開蓮社に仮住まいをしていた九郎もまた騏尾にふしたのではないかと考えられます。いずれ新参の外来者同志でそういう話合いがあつたのかもしれない、或いは了従自身の勧めもあつたのかもしれませんが。九郎の板橋在住はせいぜい一年ぐらいであつたらうといわれ、(略)帰農届は実際に百姓に徹するというよりも一時的な方便であつたとも思われなくてもありません。

と考証・推測された。小松了従が縁山版の刊者の了従と同一人物であることには言及されてはいないが、了従は藤城氏によってゆかりの『宝生』に登場していたのである。先に、了従が明治十六年五月に宝生九郎の紹介で岩倉邸を訪ね縁山版を寄贈したことに触れたが、それより十年以上も前に、九郎が下板橋宿の元加賀藩屋敷内の開蓮社に同居していた事実からも、了従と九郎の交流は推察できる。九郎が寄留先を板橋宿の開蓮社にしたのも、藤城氏の推測のように「了従自身の勧めもあつたのかもしれない」。二人が袖摺り合うことができたのも他生の縁(山版)で、それこそ袖珍本の余徳というべきであろう。

ところで、墓碑銘には「開蓮社眼誉上人光阿了従大和尚」とあつたが、そのなかの「眼誉」について想起されるのが、縁山版の跋文に添えられた陽刻印である(二二四頁写真参照)。確かに「眼誉」と読める。ここに板橋宿の開拓者了従と縁山版を刊行した了従とは、完全に一致したのである。

墓碑の銘文には縁山版のことには触れていなかった。維新の動乱期に遭遇し、もう謡どころではなかったであろう。あるいは墓碑銘の撰に当たった順徹が、縁山版の事を知らなかったのかもしれない。考えてみれば、明治維新後の板橋宿旧加賀藩下屋敷跡に払い下げに奔走し開拓の鋤を入れた小松了従にとって、宝生流謡本縁山版刊行事業は前半生の栄光であつた。譬えていえば、縁山版は近世謡本史のなかで、幕末の江戸の夕映えにも似た、美しき残照であつたといえよう。

五 もう一つの縁山版

これまでの考察により、安政己未すなわち安政六年（一八五九）五月、江戸は芝三縁山増上寺の僧で理財に長じた小松了従が刊行した袖珍本の宝生流謡本縁山版は、宝生流謡本史ばかりでなく江戸期に出版された各種各様の謡本の間でも、異色の謡本であることがわかった。まとめてみると、それは、

- ① 底本の寛政版が宝生大夫将監英勝の手で編纂・校正された権威ある謡本であること。
 - ② しかもそれは一橋徳川家の後援を得て出版された「官版」に近いものであったこと。
 - ③ 縁山版は、同じ干支の安政己未の年に、それを縮刷して増上寺の小松了従が刊行したこと。
 - ④ その背景に加賀前田家関わっているらしいこと。
 - ⑤ 明治維新後に版木が前田家から金沢の書肆近八右衛門に払い下げられたこと。
 - ⑥ 版權を所有した近八が『謡曲寸珎』（明治14年・15年刊）、『謡曲』（明治28年刊）などの形で出版したこと。
- などであった。そしてこうした事実からも、幕末から明治維新にかけて辿った縁山版の運命がうかがわれる。刊者とみられる了従についても、その事績、生没年等を明きらかにすることができた。ひとまず、まとめてみると、
- ア 了従は小松了従といい、文政二年（一八一九）前田家藩士の子として加賀金沢に生まれたこと。
- イ 天保元年（一八三〇）十二歳で大円寺靈現和尚に就いて雑髪出家し、天保八年（一八三七）に江戸へ出て増上寺に入り、宝従和尚の弟子となったこと。

ウ のち越前福井の運正寺の住職となり、紫衣を賜ったこと。

エ慶応元年（一八六五）、再び江戸へ戻り、増上寺俊察寮の監理として經理面の寺務をつかさどったこと。才理財に長じた了従は板橋宿平尾の加賀前田家下屋敷の開墾に尽力したこと。

カ維新後は東京府に没収された土地の払下げに奔走したこと。

キ明治十九年（一八八六）四月十四日、享年六十八歳で没し、墓は下板橋宿（現板橋区大和町）の智清寺にあること。

クその墓碑には維新前後に板橋宿の開拓を推進した了従の業績を讃えた銘文が刻まれていること。などである。

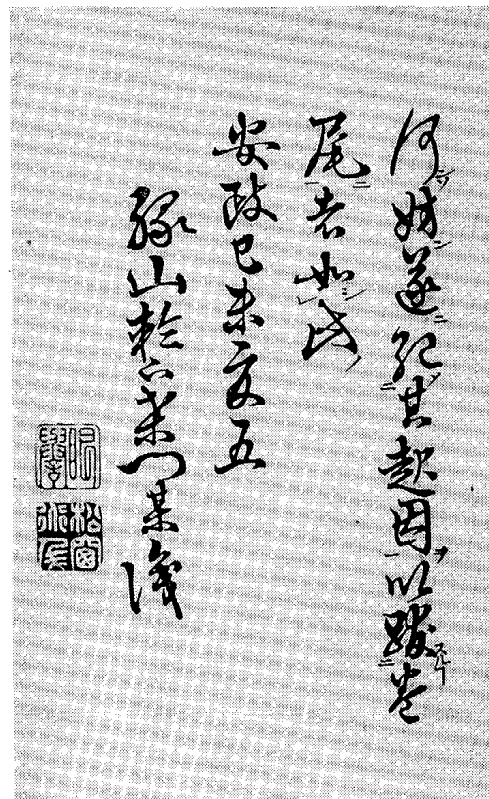
ところで、これまで縁山版は、後掲の「宝生流謡本縁山版一覽」に示すように、鴻山文庫蔵本のような梔子色表紙くちなしいろ本のほかに、布目地鶯色表紙本や布目地緑色表紙本、白茶色表紙本、あるいは茶色絹表紙の特製本（五十番綴三冊と六十番一冊）など、装幀や綴じが異なる本はあるものの、版木は一種類と思っていた。しかるに、一九九三年（平成五年）四月、跋文に小異があるばかりか陽刻印・陰刻印も違う新しい縁山版に出逢ったのである。本文や題簽（白）は同じであるが、跋文にかぎり縁山版は二種類が存在するのである。

新出本（架蔵）の書誌を略記すると、若草色表紙で、元の角型白色刷題簽の上に後人が同じ大きさの朽葉色紙に曲名を墨書した新しい題簽を貼りつけている以外は、他本と同じである。料紙は良質の薄葉紙で、印刷も鮮かである。後人貼布の新題簽は、旧題簽の雅趣ある文字が読みにくかったためか、漢字・仮名の元の文字遣いにこだわらず、平易な文字に変えたものであろう。

さて、問題の跋文であるが、通常本のそれについては「一縁山版の概要」で翻字し、結尾の陽刻印と陰刻印は一二四頁の写真と「四了従の墓と墓碑銘」でも紹介したので、それらを参照していただくとし、次に新出本の跋文の結尾を写真版で紹介することにした。

この跋文が最終冊(外廿一・二の分)にのみあることは通常本と同じで、片面五行の字配りも、三丁にわたる点も、同じであるが、冒頭「跋」(陰刻印「鶴聴琴」)から20行目の「世食^ム官禄^ヲ頃者^ヲ従^ル為^シ酬^カ」と22行目の「本二十一冊^ヲ従^ル固^{ヨリ}矇^シ礼^ニ樂^ニ然^{トモ}」の「従」が、新出本では同じく小字ながら「某」であり、それはそのまま29行目の識語と30行目の陽刻印・陰刻印とも関連する。

縁山頼下桑門某本



すなわち、新出本は「縁山頼下桑門某識」、「眼誉」^{「松窓行人」}とあり、通常本の「縁山南溪桑門了従識」、「眼誉」^{「了従之印」}と異なっているのである。つまり新出本は人名を「某」とするのみで「了従」の名を明きらかにしていない。陽刻印「眼誉」は書体が少し違うだけで通常本と変わりなく、前項で触れたように小松了従の墓に刻まれた法名「開蓮社眼誉上人光阿了従大和尚」の「眼誉」に一致するが、新出本の陰刻印は全然別の「松窓行人」なのである。

さて、この二種類の跋文は、そのまま二種類の縁山版の存在を暗示しよう。二種とも了従が関与しているもの、記名した了従本と無記名の某本である。ならば、どちらが先であろうか。それについては、たとえば初めに某本または了従本を出し、出版をめぐる抗議など何らかの事情で了従本または某本を出したとか、あるいは加賀前田家との関わりから江戸と金沢で刊行したとか、さまざまなケースが考えられる。

ここで注目したいのが跋文冒頭の右肩に押された遊印の「鶴聴琴」(陰刻印)である。普通、この印は跋文を識した

人物の印と考えられるが、この印は第十三代加賀藩主で能楽を嗜み保護した前田齊泰(明治十七年一月十六日死去。享年七十四歳)の雅印らしいのである。今、このことを記したメモが見つからないのを遺憾とするが、もしそれが事実ならば、これは縁山版と前田家の関わりへの深さを物語るものであろう。そして、後年、版木が前田家から金沢の近八へ下賜されたという事実には照らすならば、縁山版は元々加賀前田家の藩版のような形で刊行されたのではあるまいか。ちなみに、縁山版の底本たる寛政版が一橋徳川家の補助後援によってなった、一種、官板に近いものであったし、天保十五年(一八四四)正月刊行の「富山版」と呼ばれる宝生流謡本(百番綴・百十番綴の大型横本二冊)は、同じく能楽を愛好し『能物語』『天津賢』(てつせ)全六冊(宝生流全曲の型付・装束付)、『武楽見聞鈔』などを刊行した富山藩主前田利保の原刊といわれ、藩版の形で版行された謡本であった。それと同じように、縁山版は前田齊泰の命を受けて増上寺の了従が刊行に関わったが事実上は前田齊泰の原刊と考えてもよいのではないだろうか。

富山版が「当流謡曲二百十番今成小本以令便于携持畢」とあるように携行の便を図ったといいながらも大型横本であるのに対し、袖珍本の縁山版は文字どおり携行に適し、しかも雅趣ある謡本という対比を描くこともできる。

富山版より前の文化七年(一八一〇)六月には『舞離謡』五冊を一橋徳川家が刊行し(ちなみに、同本の版木は長く一橋徳川家に所蔵されていたが、昭和三十一年に徳川宗敬氏より法政大学能楽研究所に寄贈され、現存する。謡本の版木の実物として良き教材になっている)、天保十二年(一八四一)三月には同じく一橋徳川家が『増補舞離謡』一冊を刊行している。このように宝生流謡本は、いづれも官版・藩版の形で刊行されている事実も参照される。

また日置謙氏「加賀宝生沿革史(三)」(『宝生』昭和10年9月)の「中納言時代から維新まで」のなかで(西野注・中納言すなわち前田齊泰)、謡の盛行に触れ「実にや扶持取りの家にすら四書五経の本箱は小さけれども、二百十番の宝生本は彪然として積まれ、名頭商売往来を教へる筈の寺子屋は、小謡を以て随意科目とし、半紙版と袖珍版は金沢にて、

美濃半截の横本と能の附本とは、支藩富山の刊行する所であった」とあり、日置氏によれば明治以前に袖珍本すなわち縁山版が金沢で刊行されていたことは確からしいのである。

もし前田齊泰の原刊と考えた場合、安政年間に加賀藩と芝増上寺との関わりを見ることのできるのだろうか。そこで『加賀藩史料藩末篇上巻』自嘉永元年至文久三年(財団法人前田育徳会・昭和33年3月)に当たって見たところ、風雲急を告げる幕末に前田家と芝増上寺との関わりを示す記事をいくつか見つけることができた。それは、

- ① 安政元年正月十六日。前田齊泰の江戸近海防備のため出張する持場を品川御殿山附近と定めらる。
- ② 安政元年正月廿七日。加賀藩の兵江戸芝に出張を命ぜらる。
- ③ 安政元年正月廿八日。加賀藩の兵芝増上寺内清光寺等に屯す。
- ④ 安政元年二月四日。幕府の目付等、芝増上寺内の加賀藩の営を巡閲す。
- ⑤ 安政元年二月十五日。加賀藩更に兵を派して、前に芝増上寺内に営する者と交代せしむ。
- ⑥ 安政元年二月廿七日。幕府、芝増上寺内に於ける加賀藩の出兵を撤せしむ。
- ⑦ 安政元年十二月十九日。前田齊泰能を演じ今春芝増上寺に出張せる将士を労す。

などで、加賀前田家と芝増上寺との関係の深さを示すものである。特に⑦は能を愛好した齊泰の日々を物語っている。しかも増上寺の僧了従は加賀藩士の子であった。両者のつながりは容易に推察されるのである。

ところで、富山版が「当流謡曲二百十番今成小本以令便于携持畢 天保十五甲辰歳正月吉日 宝生大夫(花押)」の奥付があり宝生大夫(友于。紫雪)の校正による家元公認の形を採っているのに対し、縁山版には宝生大夫の名はない。増上寺の僧了従による(実際は加賀前田家が補助・後援したとしても)いわば非公認の形なので、後に宝生九郎から抗議を受けたものであろうか。

その抗議の件は「二了従は加賀の人で姓は小松」で触れたが、家元以外の者による謡本発行に関する宝生九郎の陳述に「曾て加州藩にて之を製りし事あり。其時家元より加州家へ差止の願書を差出し、同藩は其印行を差止めたり。又東京にては芝増上寺の僧了従なる者之を製りし事あり。家元は之を差止めんとせしも、恰も維新に際し幕府瓦解し、了従亦死亡したるにより其俣に止みたり」とあった。「曾て加州藩にて之を製りし事あり」ということは加賀前田藩で謡本を発行したことを伝えているが、果たしてそういう事実があったのだろうか。

実はこれを裏付ける記事が『加賀藩史料藩末篇上巻』に掲載されていた。一つが嘉永四年（一八四九）二月二十日の条であり、もう一つが同年六月廿三日の条に見える。すなわち次のごとくである。

◎二月二十日。斎藤政五郎、謡本を板刻発売するを咎めらる。

〔諸事要用雜記〕

二月廿日

一、左之趣御用番より被申上候に付、今日脇田伊世幾呼立申談候事。

御自分組齋藤守之助弟政五郎儀、宝生流謡本板木彫刻いたし売出申様之風説、御耳立候儀も有之候。諸士風説之儀に付而は、近年度々嚴重被仰出候処、右様之次第も候而は不似合所業、以之外之儀に被思召候。猶更得与遂穿鑿、等閑之心得方も候はゞ、以後之儀急度於各申渡置候様御内意に候。

◎六月廿三日。金沢に於いて宝生流謡本を出版発売するを禁止せしむ。

〔若年寄方御用留〕

六月廿三日

一、宝生大夫より江戸表山崎守衛迄願、先年出版之宝生流謡本板、此表に而出版売弘躰相聞、宝生大夫潤色に難相

成候間、以来売弘指留有之様願出候由に而、江戸表に而大野等示合、御内意も相伺候間売弘方指留候様申来候事。

右の記事のうち、二月の分は、加賀藩内で新たに版木を彫って宝生流謡本を刊行し発売したこと、しかも「近年度々嚴重に仰せ出だされ候」とある文面から、それが数度に及んだことを示し、六月の分は、宝生大夫から差し止め願いが出されたことを伝えている。これは、天保十五年（一八四四）正月に大形横本の富山版が出されるなど宝生流が盛んな加越能地方のなかでも、とくに加賀宝生の牙城たる金沢なればこそその現象かもしれないが、縁山版刊行以前に、こうした禁止令が出されていたこと自体、謡本に対する需要の多さを物語っているといえよう。

識語に「従の名を記さず「某」とのみ記した新出本の刊行者や刊行の背景など、明確には何ひとつ分からないが、「某本」は名を明示しにくい何等かの事情が存在したことを物語っているのかもしれない。陽刻印「眼誉」の下にある「松窓行人」は普通には小松了従と同人と認められるが（小松姓にちなんだ雅号であろうか）、確定するには至っていない。抜文冒頭の陰刻印「鶴聴琴」と照らし合わせると、めでたい「松鶴遐齡」の意を込めたのかもしれないが、その探索も含め、なお後考に俟ちたいと思う。

本稿は『宝生』平成四年九月・十月・十一月号に発表した「宝生流謡本小考」、および『宝生』平成七年一月号「宝生流謡本追考」を基礎としつつ、大幅に補訂したものである。本稿を草するにあたり、武蔵野美術大学教授佐藤健一郎氏、東京都板橋区文化保護審議会委員小花波平六氏に御教示いただき、雅印等の解説には金子弁天堂主人の、跋文には法政大学文学部日本文学科黒田真美子助教授のご教示を得たことを記し、厚く御礼申しあげる次第である。なお、原稿の整理に法政大学大学院生伊海孝充君の助力を得た。

宝生流謡本縁山版一覽

一、安政六年五月刊宝生流謡本縁山版の各種、および明治以降その版木を前田家から払い下げられた金沢の近八右衛門が再版した後刷本の各種を列記する。

一、配列はおおむね刊行年次順とした。

一、記述は表章著『鴻山文庫本の研究』のそれにならいつつ、簡明を旨とした。

一、調査の範囲は、法政大学鴻山文庫・法政大学能楽研究所・早稲田大学演劇博物館、および武蔵野美術大学教授佐藤健一郎氏所蔵本と筆者架蔵本であり、まことに狭いが、他機関他家所蔵本もこれらのいずれかに含まれるものと思う。

1 花鳥織り出し茶色絹表紙特製本

安政六年五月 縁山南溪桑門了従 四冊

▼花鳥織り出し茶色絹表紙。中央上方長型金地刷題簽。

やや大きい袖珍本(二三〇×九五)。2以下の縁山版より一〇ミリ前後大きい)。見返金紙。料紙薄葉斐紙。四冊の内訳は、五十番綴三冊と六十番綴一冊。すなわち第一冊(高砂く誓願寺)・第二冊(呉服く自然居士、以上内組)。第三冊(放生川く鷺)、第四冊(弓八幡く禅師曾我、以上外組)。

▲大師流。七行。間拍子入。内題アリ。直し少々。版心に曲名(多くは略称を使用)と曲ごとの丁付けを記す。最終冊に跋文あり(省略)。末尾に「安政己未夏五/縁山南溪桑門了従識(陽刻印「眼誉」、陰刻印「了従之印」)」。

☆岩倉家旧蔵・西野春雄蔵本。小型二段桐箱入り(2より少し大きい)。蓋の表に「宝生流 袖珍謡本」と墨書し裏に

「宝生流内百番」「宝生流外百十番」と題した青色刷の紙片を貼付。箱の引出し式の台の裏に「斯書係加賀人小松了從蔵梓明治十六年三月同人以宝生九郎紹介所贈岩倉家」と墨書。通常の縁山版より大きく、表紙や綴じなどの装丁ともども特別に誂えた特装本らしい。版面はきわめて鮮明。初印本であろう。ただし架蔵本は虫食いが甚だしく調査にも耐え難い。新資料。

2 鶯色絹表紙本

安政六年五月 縁山南溪桑門了從 二十一冊

▼鶯色絹表紙。中央上方角型白無地刷題簽(諸本の中では題簽の文字が最も鮮明)。

袖珍本(一一二×八六)。見返本文共紙。料紙薄葉交ぜ漉き紙。十番綴。

▲版式は1と同じ。

☆法政大学能楽研究所蔵本(小型二段桐箱入り。蓋の表に「宝生流 袖珍謡本」と墨書し裏に1と同じ「宝生流内百番」「宝生流外百十番」と題した青色刷の紙片を貼付)。版面鮮明。初印本か。絹表紙である点を考慮すると準特製本であらう。

3 黄色表紙本

安政六年五月 縁山南溪桑門了從 二十一冊

▼黄色表紙。中央上方角型白無地刷題簽。

袖珍本(一一二×八八)。見返本文共紙。料紙薄葉交ぜ漉き紙。十番綴。

▲版式は1と同じ。

☆法政大学鴻山文庫蔵本(七12。小型二段桐箱入り)。版面はやや不鮮明の冊もある。

4 布目地鶯色表紙本

安政六年五月 縁山南溪桑門了從 二十一冊

▼布目地鶯色表紙。中央上方角型白無地刷題簽。

袖珍本(二二〇×八六)。見返本文共紙。料紙交ぜ漉き薄葉紙。十番綴。

▲版式は1と同じ。

☆早稲田大学演劇博物館蔵本(謡本144。蔵書印「松平確堂蔵書」「安田文庫」。他本に比べ題簽の色は白より少し黄色味を帯びている。小型二段桐箱入り。蓋の表に刷題簽「謡曲」を貼付。裏に1と同じ「宝生流内百番」「宝生流外百十番」と題した青色刷の紙片を貼付。版面はややよい。

佐藤健一郎氏蔵本(小型二段桐箱入り。蓋の裏に「明治四十一年六月廿八日 酒井鉞子様御贈」と墨書)。

西野春雄蔵本(小型二段桐箱入り。蓋の表に刷題簽「謡曲」を貼付。版面はややよい)。

5 布目地青綠色表紙本

安政六年五月 縁山南溪桑門了従 二十一冊

▼布目地青綠色表紙。中央上方角型白無地刷題簽。袖珍本(一二三×八八)。見返本文共紙。料紙交ぜ漉き薄葉紙。十番綴。

▲版式は1と同じ。

☆早稲田大学演劇博物館蔵本(謡本145。一部書題簽もまじる。一部の冊に朱による直し入り。また一部の冊に蔵印「尾上」あり。4よりはやや大きい小型二段桐箱入り。蓋の表に「上掛り薄様摺」「宝生流謡本 貳拾壹冊」と墨書した紙片を貼付し、裏には内百番・外百拾番の組み合わせと「此本何方へ貸出候共右冊数無相違仕舞置可申者也。尾上氏」とペン写したノート紙片を貼付。脇宝生流で加賀前田家に仕えた尾上家旧蔵本であろう。前本よりも後刷りと認められ、版面がやや薄い。直しが入っているなど実際に使用された本。

6 白茶色表紙本

安政六年五月 縁山南溪桑門了従 二十一冊

▼白茶色表紙。中央上方角型白無地刷題簽。

袖珍本(二二〇×八七)。見返本文共紙。料紙交ぜ漉き薄葉紙(やや良質)。十番綴。

▲版式は1と同じ。

☆佐藤健一郎氏蔵本(揃本)。表紙に難読の蔵書印二つ。

西野春雄蔵本(九冊の零本。内組七八・十三四、外組一二・三四・五六・九十・十二・十五六・十七八)。

7 茶色・朽葉色改装表紙本

安政六年五月 縁山南溪桑門了従 二十一冊

▼茶色・鶯色改装表紙。表紙に曲名を墨書する。

袖珍本(一二〇×八六)。見返本文共紙。料紙交ぜ漉き薄葉紙。十番綴。

▲版式は1と同じ。

☆佐藤健一郎氏蔵本(揃本)。恐らく4の改装本であろう。

8 縁山頼下桑門某識語鶯色表紙本

安政六年五月 縁山頼下桑門某 二十一冊

▼布目地鶯色表紙。中央上方に角型白無地刷元題簽の上に書題簽を貼付。

袖珍本(一二三×八八)。見返本文共紙。料紙薄葉斐紙。十番綴。

▲大師流。七行。間拍子入。内題アリ。直し少々。版心に曲名と曲ごとの丁付けを記す。最終冊に跋文あり。末尾

「安政己未夏五／縁山頼下桑門某識(陽刻印「眼誉」、陰刻印「松窓行人」とあって、他の縁山版と異なり了従の名を出さない。「松窓行人」とは了従の雅号か。ともかくこれまで報告されていない新出資料。伝本稀か。

☆西野春雄蔵本(小型二段桐箱入り。蓋の表に金砂子地に「謠曲」と印刷した小紙片(周りを子持枠で囲む)を貼付。版面かなり鮮明で初印本の可能性が高い。

以下、金沢の近八郎右衛門による再版本およびそれらと同版の後刷本

9 明治十四年七月近八刊「謡曲寸珍」

明治十四年七月 近八郎右衛門刊 二十一冊

▼布目地緑色表紙。角型白無地刷題簽。長形外題(外組のみ)。

小型本(一六二×二一六)。見返本文共紙。料紙粗末な楮紙。十番綴。

▲外組の最終冊にだけ「謡曲寸珍」と題した書名外題があり、最初、内組発売時にはこの書名はなかったらしい。最終冊にのみ奥付があり、「明治十四年六月三十日御届 同七月出版」の日付の後に、編輯人吉川保見(石川県金沢区柳町五十一番地土族)、出版兼発兌人近八郎右衛門(同県同区横安江町百九拾番地平民)、同支店(同県同区上堤町二十八番地)の住所・氏名を列記する。

☆安政六年了従刊縁山版の近八による最初の再版本で題簽も同版。ただし縁山版の最終冊にあった了従の跋文は除いている。版面もかなり鮮明。編輯人の吉川保見はこの後も近八本の編輯人として見えるが、不明。表章著『鴻山文庫本の研究』の二五一が該本。同書に「現店主の談話によれば、先々代近氏が前田家より版木の払下げを受けた由である。縁山版の版木が前田家の所蔵に帰したことの事情は明確でないが、或は縁山版の刊行に前田家が関係していたのかも知れない」とあるが、これまでの考察からもその可能性は大きいと認められる。

法政大学鴻山文庫蔵本(二五一)。

10 明治十五年九月近八刊「謡曲寸珍」

明治十五年九月 近八郎右衛門刊 二十一冊①②③

▼装丁別記。▲版式は前本と同じ。

①布目地濃緑色表紙。角型白無地刷題簽。長形外題。

小型本で前本と同装・同版本。奥付は内組の末冊と外組の末冊にあり、年記が「明治十四年六月三十日御届 同十五年九月出版」と並ぶ他は前本と同文。

②布目地濃緑色表紙。袖珍本(一三八×九七)。角型白地題簽のみで外題を欠くが、内・外組の第一冊扉(濃桃色紙)に

「校正謡曲寸珍」の書名と、「吉川保見編輯」「探花書房梓」「明治十五歳九出版」などの由を刷る。探花書房は近八郎右衛門の店名。奥付は①と同じ。

③布目地濃緑色表紙。②より一回り小さい袖珍本(一二〇×九〇)。料紙は薄葉楮紙。表紙・題簽・扉・奥付とも②と同じ。

☆①②③とも鴻山文庫蔵本(二五二①②③)。木箱入り。③の蓋に「明治二十二年五月得る」と貼紙。同置の宝生流名寄の表書きによれば、安政四年頃に古春左衛門の門人であった江原止蔵の旧蔵本。

11 明治十五年九月近八刊「謡曲寸珍」

明治十五年九月 近八郎右衛門刊 二十一冊

▼布目地水色表紙。角型白無地刷題簽。▲版式は前本と同じ。やや大きい袖珍本(一三五×九六)。第一冊扉に「明治十五歳九月出版(このみ上部横組み) 吉川保見編輯 校正謡曲寸珍 探花書房梓」とある。奥付は内組末冊にのみあり、「明治十四年六月三十日御届 同十五年九月出版」と並ぶ他は10と同文。

☆佐藤健一郎氏蔵本。

12 刊年・刊者不明小型一番綴本

刊年不明 刊者不明 二百十冊

▼小型本(9と同じ)。一番綴。布目地橙色表紙。長形書題簽。▲版式は9と同じ。

☆法政大学鴻山文庫蔵本(二五三)。奥付・扉ともに無く、刊年・刊者不明であるが、内容は9・10と同版。9を特別に一番綴に製本し直したものの。版面は鮮明。歌人で御歌所寄人であった阪正臣(昭和六年没、年七十七)旧蔵本。

13 刊年不明近八刊鼠色表紙本

刊年不明 近八郎右衛門刊 二十一冊

▼袖珍本(一二六×八八)。十番綴。布目地鼠色表紙。横形題簽。▲版式は9と同じ。

9・12の諸本と同版の後刷本。最終冊にのみ奥付があり、「明治十四年六月三十日御届」とだけある後に、編輯人士

族吉川保見、出版人近八郎右衛門に続けて、初めて売捌人江島伊兵衛(東京日本橋通四丁目)の名をも列記する。金沢で印刷し、東京で製本して江島が発売した本。実際の刊行は明治二十年代といわれている。版面に摩滅が目立つ。

☆法政大学鴻山文庫蔵本(二五4)。

14 刊年不明近八刊浅葱色表紙本

刊年不明 近八郎右衛門刊 二十冊(内組七八組一冊を欠く零本)

▼袖珍本(一二二×八八)。十番綴。布目地浅葱色表紙。角型白無地刷題簽。▲版式は13と同じ。

13と同版で表紙の色だけが違う。最終冊にのみ奥付があり、「明治十四年八月三十日御届」とのみある後に、編輯人土族吉川保見、出版人近八郎右衛門、売捌人江島伊兵衛(東京日本橋通四丁目)の名を列記する。13よりは版面の摩滅は少なく、それよりは前印本かもしれない。

☆西野春雄蔵本(内組七八組一冊を欠く零本)。

15 明治二十八年八月近八刊「謡曲寸珎」

明治二十八年八月 近八郎右衛門刊 二十一冊①②

▼袖珍本(一一三×九二)。十番綴。

①紗綾形模様磨出し黒表紙。角型白無地刷題簽。

②五雲・文字浮出し金色遠山模様入濃緑色表紙。角型白無地刷題簽。▼版式は14と同じ。

☆法政大学鴻山文庫蔵本(二五15①②)。10、14の諸本と同版の後刷本。奥付は最終冊にあり、「明治廿八年八月十二日印刷 全年八月廿五日発行 版權所有 編輯印刷兼発行者近八郎右衛門(住所)」とあって、9以下の諸本とは形が異なる。奥付の前に、原本である安政六年五月の了従本にあった了従の跋文の覆刻を添え、第一冊冒頭に実美(三条実美)の題字「金壁」がある点もこれまでの諸本と異なる。内・外とに分けて、10②などの扉と同文の書名「校正謡曲寸珎」や年記「明治十五年九月」を刷った豊紙に包んである。

②は表紙が五雲と篆書文字(「近・八・書・房・蔵」の五文字)を浮出し模様にし、金色遠山模様を描いた濃緑色表紙に変

わる他は①と同装・同内容。ただし了従の跋文が題字の後(本文の前)に移る。また畳紙がなく、したがって「謡曲寸珍」の書名もない。この種の本ではこの②が最も後印本と推定されているが、新出資料の次本がこれよりも後らしい。

16 明治二十八年八月近八刊「謡曲」

明治二十八年八月 近八郎右衛門刊 二冊

▼中型横本(一一三×九二)。百番綴と百十番綴。布目地緑色表紙。小形白無地刷題簽(「謡曲」と青色印刷)。料紙は粗末な薄葉楮紙。▲版式は15②と同じ。

☆西野春雄蔵本。15②の袖珍本の一丁を見開きにした中型横本。版型が大きくなったので「寸珍」の文字を廃している。第一冊冒頭に実美(三条実美)の題字「金璧」があり、次に了従の跋文、次に二百十曲の曲名刷題簽(四丁分)があつてから本文に続く。奥付は第二冊にあり、「明治廿八年八月十二日印刷 全年八月廿五日発行 版權所有 編輯印刷兼発行者近八郎右衛門(石川県金沢市横安江町百九番地)」とある。これまで編輯人だった吉川保見の名が消え、近八が単独で発行した本である。版面の摩滅も少くない。製作に手数のかかる袖珍本をやめて簡易な横本にしたのであろう。版木が摩滅する程に版を重ねた縁山版の、恐らくこれが一番新しい本と思われ、需要の大きさがしばれる。

資料の調査にあたり、お世話になった武蔵野美術大学教授佐藤健一郎氏、ならびに早稲田大学演劇博物館に対し、心から御礼申し上げます。